



2023年7月1日より適用

Ver.14

2023年7月3日作成

新うどん県泊まってかがわ割 ご利用マニュアル 《旅行事業者向け》

貸切バス利用
**団体旅行のみ
期間延長**

【参考】新うどん県泊まってかがわ割(全国旅行支援)の制度概要

対象者	日本国内在住者
対象旅行	貸切バスを利用する団体旅行（修学旅行を含む）
割引率	20%
割引上限額	①交通付宿泊旅行商品：5,000円/泊 ②上記以外（日帰り旅行含む）：3,000円/泊・回
クーポン券	平日：2,000円/泊・回、休日：1,000円/泊・回
利用制限	1回の旅行あたり7泊分まで（連泊か否かを問わず）

期間延長

2023年10月31日(火)

宿泊を伴う旅行は11月1日(水)チェックアウト分まで
※ただし、期間中であっても予算の上限に達した場合、予約受付を終了します。

対象となる 旅行

貸切バスを利用する団体旅行
(修学旅行を含む)

2023年7月1日(土)以降の新規予約分に限ります。

既存予約の取扱いについて：7月1日(土)以降に予約がなされた対象旅行商品が補助の対象となります。ただし、例外として受注型企画旅行については、確定書面の交付日が全国旅行支援対象販売開始日以降であって、旅行の実施日が対象期間内であれば補助対象となります。

審査・振込

2023年
7月22日
帰着分まで

全国旅行支援統一窓口

- ◎基本ルール・ツアー造成対応に関して
▶TEL03-6635-3669
 - ◎事業者登録・補助金管理/精算関連対応に関して
▶TEL03-6635-3655
- 営業時間：月曜～金曜、10時～17時（休日：土・日・祝日）
HP：<https://biz.tm.jata-net.or.jp/>

2023年
7月23日
帰着分から

新うどん県泊まってかがわ割事務局 旅行事業者チーム

〒760-0017 香川県高松市番町1丁目6-6
甲南アセット番町ビル5階 502
TEL:087-851-8720 / FAX:087-851-8723
事務局営業時間：月曜～金曜、10時～17時
(休日：土・日・祝日、年末年始 ※12/29～1/3休業)
メールアドレス：kagawa-wari.tabi@37.tripwari.jp
公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>

注意事項

- ①新うどん県泊まってかがわ割（全国旅行支援）と観光需要回復支援事業（かがわ割NEXT）、島へ行こうキャンペーン事業との**併用は**いずれも不可とします。
- ②**全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書**を宿泊事業所へメールまたはFAXで報告をしてください。誤った補助額の適用や観光クーポン補助券の誤配付などはすべて**旅行会社がその責任を負うもの**とします。

更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.1	2022/10/07	新規作成
Ver.2	2022/10/11	P14「月次報告期限について」を追加
Ver.3	2022/10/19	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワクチン3回」⇒「ワクチン3回以上」に変更 ・P7「添乗員がつかない宿泊を伴う旅行」の図解中の「旅行事業者」の欄に『①本人確認および居住地確認 ②ワクチン接種履歴等を確認』上記確認が事前にできなかった場合は「感染症拡大防止対策確認代行依頼書」を用いて宿泊施設に依頼を行う。』を追記
Ver.4	2022/11/04	「全国旅行割」を「全国旅行支援」に変更
Ver.5	2022/11/25	<p>新うどん県泊まっかがわ割（全国旅行支援）の期間延長について</p> <p>※令和4年12月27日（火）（12月28日（水）チェックアウト分まで延長とします</p>
Ver.6	2022/12/20	2023年 全国旅行支援に内容変更
Ver.7	2022/12/27	<p>P12 電子クーポンの受取（アクセスキー入力）について追記</p> <p>P25 6）（1）2つ目の※ 文章修正</p>
Ver.8	2023/01/04	P11「旅行日の8日後の日付」を「旅行日を含めて8日目の日付」に変更
Ver.9	2023/01/05	P11「旅行日を含めて8日目の日付」を「旅行日から7日後の日付」に変更
Ver.10	2023/02/06	<p>P11「訂正がある場合は必ず「二重線を引き、訂正印」を押印して下さい」⇒</p> <p>「二重線を引き、発行店舗の訂正印を押印すれば利用できます」に変更</p>
Ver.11	2023/03/17	<p>利用期間の延長「令和5年1月10日（火）から令和5年6月30日（金）泊（7/1チェックアウト）まで。」</p> <p>注意 令和5年4月29日宿泊分から令和5年5月7日宿泊分（5/8チェックアウト）は対象外となります。</p> <p>P9・10 4月・5月・6月カレンダー追加</p> <p>P11 クーポン最終有効期限7月7日に変更</p> <p>P16 実績報告提出期限日追加</p>
Ver.12	2023/04/27	<p>令和5年5月8日に5類への移行が確定したため条件を見直し</p> <p>P4 年5月8日よりワカチ検査パッケージ提示不要</p> <p>P5 4月28日（金）まで対象</p> <p>P6 ワカチ検査パッケージ運用に関する業務4月28日（金）まで</p> <p>P7 感染症対策ガイドラインに関する相談 4月28日（金）まで</p> <p>P18・19・20 対象月日追記「4月28日（金）まで対象」</p> <p>P21 遵守事項と本人確認について追記「5月8日よりワカチ検査の条件は不要となります。ただし本人確認書類の提示は継続します」</p> <p>P22・27 5月8日（金）以降感染防止対策は不要</p> <p>P23・25 2023年5月8日以降は不要 追記</p> <p>P29 ワカチ検査条件の対象日追記「以下4月28日（金）まで対象」</p> <p>P.30 5月8日以降の条件について追記「本人確認は必要」「既予約の記録も確認不要」「本支援を適用せずに予約した旅行の支援対象ならず」</p>
Ver.13	2023/06/26	<p>貸切バスを利用した団体旅行のみ期間延長のため、新たにマニュアル作成（令和5年6月26日）</p> <p>P1・既存予約の取扱いについて追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸切バスを利用した団体旅行のみ利用期間の延長「令和5年6月30日（金）チェックアウトまで」→「令和5年10月31日（火）チェックアウトまで」・発売日 7月1日（土）・かがわ割NEXTと島へ行こうキャンペーン事業との併用はいずれも不可 <p>P1.3.4.9. 2023年7月1日出発分より 宿泊事業者への連絡方について追加全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割」クーポン発券依頼書 を宿泊事業所へメールまたはFAXで報告してください。</p> <p>P3 7月以降の取扱いについての注意事項</p> <p>P4全体スキーム作成</p> <p>P5月次報告7月以降追加</p> <p>P6本人確認書類及び同意確認書追加</p> <p>P7.全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割」クーポン発券依頼書 記入例</p> <p>P8, 9 カレンダー7月以降更新</p> <p>P20 Q&A7月以降の取扱いについて追記</p>
Ver.14	2023/07/03	<p>NEW</p> <p>P4 全体スキーム「すべての旅行者に対して署名をもらってください。」追記</p> <p>P6 宿泊事業者へクーポン発行依頼書面更新</p> <p>P7 本人確認書類及び同意確認書追加</p>

NEW

7月以降の取扱いについて 注意事項

7月1日出発以降は貸切バスを利用した団体旅行のみ対象です。



①新うどん県泊まってかがわ割（全国旅行支援）と観光需要回復支援事業（かがわ割NEXT）、島へ行くこうキャンペーン事業との併用はいずれも不可とします。



②宿泊事業所は、全国旅行支援の対象か否かの判断はできません。

必ず、事前に

全国旅行支援「新うどん県泊ってかがわ割」クーポン発券依頼書

を宿泊事業所へメールまたはFAXで報告をしてください。

報告がない場合は、宿泊施設ではクーポン券の配付はいたしません。

また補助金の申請も対象外となります。

「新うどん県泊ってかがわ割」全体スキーム

取扱マニュアル<旅行事業者用>も必ずご確認ください。

7月22日帰着分まで：統一窓口

7月23日帰着分から：新うどん県泊ってかがわ割事務局

【クーポン報告】 <日帰り> ※P.5参照

※報告先は香川事務局となります。

報告スケジュール・提出書類はP.5をご参照ください。
(日帰り旅行「かがわ割クーポン」配布報告書)

割引支援金の請求

割引支援金の支払

旅行事業者



【クーポン発行依頼】 <宿泊あり> ※P.6参照

※宿泊事業者にて保管
(宿泊事業者使用欄を記載済のもの)

宿泊事業者へクーポン発券依頼書をメールまたはFAXで報告
(全国旅行支援「新うどん県泊ってかがわ割」クーポン発券依頼書) 書式は新うどん県泊ってかがわ割公式HPに掲載します。

【本人確認】 ※P.7参照
<宿泊あり> <日帰り>

※旅行事業者にて保管

すべての旅行者に対して署名を
もらってください。
(本人確認書類及び同意確認書)

宿泊事業者

・旅行事業者からの連絡を受け
宿泊日までにクーポン配付準備

・本人確認・クーポン配付

旅行者



宿泊事業者では 全国旅行支援対象か否かの判断がつか
まきませんので、必ず事前に

**全国旅行支援「新うどん県泊ってかがわ割」クーポン発
券依頼書**

を宿泊事業所へメールまたはFAXで報告をしてください。

日帰り旅行参画事業者向け 「新うどん県泊ってかがわ割クーポン（月次報告）」

HPよりダウンロードしてください。
<https://www.new-kagawa-wari.com>

【全国旅行支援】新うどん県泊ってかがわ割キャンペーン

旅行会社用 2 月分 日帰り旅行「かがわ割クーポン」配布報告書

決定通知書番号

- ①「かがわ割」参画通知番号
②旅行事業者名 をご入力下さい。

旅行会社名

クーポン 付与枚数 合計	クーポン 付与額 合計
0枚	0円

日帰り旅行下販売額

	平日	休日	1人当たり旅行代金が 下限未満の場合、クー ポンはありません。
	3,000円以上	2,000円以上	

クーポン配布の注意事項

※日帰り旅行のみ「かがわ割クーポン」を旅行代理店様で配布頂きます。実施日に合わせて下記枚数のクーポンを配布して下さい。
・電子クーポン券配布枚数；平日…一律¥2,000円・休日…一律¥1,000円（1人当たり）

見本				日帰り旅行		クーポン			
	旅行者名 (代表者)	旅行者住所 (市または町まで入力)	電話番号	日帰り旅行 実施日	参加人数	付与枚数	クーポン券番号 ※連番の場合は 「AAA～BBB」と記入 ※バラ番の場合は右側の備考に記入をお 願いたします。	付与額	備考
例	琴平 次郎	高松市	000-123-4567	2023年2月8日(水)	5	5	00000001 ~ 00000005	5,000	
例	緩川 三平	観音寺市	090-0000-0000	2023年3月12日(日)	10	20	00000006 ~ 00000025	20,000	

- ①旅行者名（代表者）
②旅行者住所
③電話番号
④旅行実施日
⑤参加人数
⑥クーポン配布枚数
⑦クーポン券番号
を入力してください。

日帰り旅行プランに参画する旅行事業者は毎月クーポン配布報告書を
メールにて事務局にご報告下さい。

また、何らかの理由で無効になってしまったクーポン券も破棄せずに保管
して下さい。全ての事業終了後、未使用ならびに無効クーポンを全て回
収し、報告書の内容と突合いたします。

月次報告期限について

「新うどん県泊ってかがわ割」の日帰り旅行プラン参加の旅行事業者・7月23日帰着分以降の団体旅行は、下記のスケ
ジュールに従い、事務局への報告をお願いします。報告書等の様式は、ホームページよりダウンロードしてください。

※販売実績がない場合においても、月次の実績報告は提出いただきますようお願いいたします。

報告内容	提出書類	提出期日	提出方法
7月分販売実績 7月1日から7月31日までの販売実績	「新かがわ割クーポン」配布 報告書のみ ※「同意確認書面」「新かが わ割クーポン」受領書」の提出 は不要です。	8月10日（木） 必着	郵送orデータ
8月分販売実績 8月1日から8月31日までの販売実績	但し、内容の確認等で提出を 求める場合がありますので、原 本は必ず保管してください。 また、必要な書類等は補助金 交付を受けた翌年度から5年 間保管をお願いします。	9月8日（金） 必着	郵送orデータ
9月分販売実績 9月1日から9月30日までの販売実績		10月10日（火） 必着	郵送orデータ
10月分販売実績 10月1日から10月31日までの販売実績		11月10日（金） 必着	郵送orデータ

宿泊事業者へクーポン発行依頼書面

(全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書)

書式は新うどん県泊まってかがわ割公式HPに掲載します。

事前に宿泊施設へメールまたはFAXで通知をお願いします

NO. _____

記入例

《全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書兼同意書》

7月以降参画済 旅行事業者様のみ 【不参画旅行事業者様は対象外】	下記部分	にご記入後、原則、 宿泊日の7日前まで に依頼をお願いします。 【この用紙が宿泊施設に届かない場合は、 クーポンを受領することができません。 】
---	------	---

宿泊施設名	宿泊施設 メールアドレス or FAX番号	発券依頼日(mm/dd)
〇〇ホテル	御中 087-123-4567	7月3日

※この団体は、全国旅行支援「新かがわ割」適用につき、電子クーポンの発券をお願いします。

新かがわ割クーポン発券依頼内容			
宿泊日 (mm/dd)	2023年7月15日(土)	宿泊日数	1泊
フリガナ	〇〇 カブシキガイシャ		
団体名	〇〇株式会社		
当日代表者名 (添乗員名)	高松 一郎	携帯電話番号	090-1234-5678
利用バス会社/車種・台数	△□バス 大型1台	到着予定時間	17:00 頃
ご旅行人数	合計人数 人数内訳		
	40 名様	大人 35 名様	小人 4 名様 幼児 1 名様
クーポン枚数	40 枚	クーポン額	40,000 円
参画済 旅行事業者名	□〇交通社	支店(営業所)名	四国支店
手配担当者名	香川 次郎	MAIL	kagawa-wari@trip.jp
電話番号	012-3456-7890	FAX番号	012-3456-7899

宿泊事業者 使用欄			
宿泊事業者名	受付日	受付者	当日 配付担当者
高松〇〇ホテル	7/3	讃岐花子	四国 太郎
当日宿泊者数	合計人数 人数内訳		
	37 名様	大人 33 名様	小人 3 名様 幼児 1 名様
クーポン券番号	連番① 1234001	～	1234033 33 枚
クーポン券番号	連番② 1234035	～	1234036 2 枚
クーポン券番号	飛び番① 1234038	&	1234040 2 枚
クーポン券番号	飛び番①	&	枚
クーポン枚数	計 37 枚	クーポン額	37,000 円

本人確認書類及び 本事業利用同意	<p>※ご提示いただいた個人情報につきましては、本事業の記録確認以外には使用致しません。</p> <p>※新かがわ割クーポンを受け取った後に、宿泊日程の短縮(減泊)や参加人数の減少等があった場合には、クーポンを返却してください。</p> <p>【スマートフォンをお持ちではなく紙クーポンとして利用する場合 スクラッチ後無効/再発行不可】</p> <p>万一、クーポンの返却、現金での返金をしなかった場合には、補助金の不正受給となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類の提示に同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 本事業のクーポン内容(枚数・有効期間)に異論ありません。</p> <p>代表者お名前(署名)</p> <p style="text-align: center;">_____</p>
本人確認書類 1点確認	<p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険等被保険者証(住所記載必須) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等各種福祉手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 公機関が発行した資格証明書 <input type="checkbox"/> 学生証(住所記載必須) <input type="checkbox"/> 在留カード</p> <p><input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。</p>

☆この書面は、事務局に提出する必要はございません。但し、この事業は会計検査院対象事業ですので、クーポンを配付した年度の翌年度から5年間保管をお願いいたします。

本人確認書類及び同意確認書

★すべての旅行者（宿泊・日帰り旅行両方）に対して

- 1.本人確認及び居住地確認
- 2.宿泊日数の短縮・参加人数の減少時の対応 に対して同意していただき署名をもらってください。書式は新うどん県泊まてかがわ割公式HPに掲載します。

No. _____

宿泊	日帰り
----	-----

いずれかに○印をつけて下さい。

7月1日以降 全国旅行支援「新うどん県泊まてかがわ割」

《本人確認書類及び本事業利用同意確認書》

ご旅行日	2023年	月	日	旅行日数	泊
フリガナ					
代表者お名前					
ご旅行人数	合計人数	人数内訳			
	名様	大人	小人	幼児	
	名様	名様	名様	名様	
ご住所	(都・道・府・県)				
携帯番号					
【A】本事業割引前の総旅行代金 - 【B】自社プランによる割引等の他割引金額（割引額）			総額		円
※新かがわ割より前に差引					
【C】本事業の補助金額（割引額）			総額 ▲		円
【D】金券等での支払い ※新かがわ割より後に差引			総額 ▲		円
【E】本事業割引後の旅行代金（A-B-C-D）			総額		円
クーポン券番号・枚数 ※日帰りのみ記入			クーポン額 ※日帰りのみ記入		
【 ~ 枚 】			円		
計 枚					
本人確認書類及び本事業利用同意	<p>代表者本人及び同行者の在住確認のため本人確認書類のご提示をお願いします。</p> <p>※ご提示いただいた個人情報につきましては、本事業の記録確認以外には使用致しません。</p> <p>※新かがわ割クーポンを受け取った後に、宿泊日程の短縮（減泊）や参加人数の減少等があった場合には、クーポンを返却してください。</p> <p>【スマートフォンをお持ちではなく、紙クーポンとして利用する場合 スクラッチ後無効/再発行不可】</p> <p>万一、クーポンの返却、現金での返金をしなかった場合には、補助金の不正受給となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類の提示に同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 本事業の補助金額、クーポンの内容(枚数・有効期間)に異論ありません。</p> <p>代表者お名前（署名）</p> <p>_____</p>				

旅行事業者 使用欄

旅行事業者名	確認者
<p>【本人確認書類 1点確認】</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険等被保険者証(住所記載必須) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等各種福祉手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 公機関が発行した資格証明書 <input type="checkbox"/> 学生証(住所記載必須) <input type="checkbox"/> 在留カード</p> <p><input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。</p>	

旅行事業者の皆さんへ

☆この書面は事務局に提出する必要はございません。

但し、「新うどん県泊まてかがわ割」は会計検査院対象事業ですので、割引補助を受けた年度の翌年度から **5年間保管**をお願い致します。

宿泊旅行カレンダー

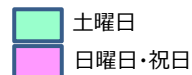
(注意) 「宿泊旅行」と「日帰り旅行」では**平日**と**休日**の定義（考え方）が異なりますので、下記および 次ページのカレンダーを参照ください。

休日と平日の取扱いについて

平日と**休日**の定義は次のとおりです。

☆ **宿泊旅行**……宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合を「**休日**」として扱い、それ以外を「**平日**」として扱います。

☆ **日帰り旅行**…土曜・日曜・祝日を「**休日**」として扱い、それ以外を「**平日**」として扱います。



7月

日	月	火	水	木	金	土
						1 休日
2 平日	3 平日	4 平日	5 平日	6 平日	7 平日	8 休日
9 平日	10 平日	11 平日	12 平日	13 平日	14 平日	15 休日
16 休日	17 平日	18 平日	19 平日	20 平日	21 平日	22 休日
23 平日	24 平日	25 平日	26 平日	27 平日	28 平日	29 休日
30 平日	31 平日					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1 平日	2 平日	3 平日	4 平日	5 休日
6 平日	7 平日	8 平日	9 平日	10 平日	11 休日	12 休日
13 平日	14 平日	15 平日	16 平日	17 平日	18 平日	19 休日
20 平日	21 平日	22 平日	23 平日	24 平日	25 平日	26 休日
27 平日	28 平日	29 平日	30 平日	31 平日		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1 平日	2 休日
3 平日	4 平日	5 平日	6 平日	7 平日	8 平日	9 休日
10 平日	11 平日	12 平日	13 平日	14 平日	15 平日	16 休日
17 休日	18 平日	19 平日	20 平日	21 平日	22 平日	23 休日
24 平日	25 平日	26 平日	27 平日	28 平日	29 平日	30 休日

10月

日	月	火	水	木	金	土
1 平日	2 平日	3 平日	4 平日	5 平日	6 平日	7 休日
8 休日	9 平日	10 平日	11 平日	12 平日	13 平日	14 休日
15 平日	16 平日	17 平日	18 平日	19 平日	20 平日	21 休日
22 平日	23 平日	24 平日	25 平日	26 平日	27 平日	28 休日
29 平日	30 平日	31 平日				

日帰り旅行カレンダー

土曜日
 日曜日・祝日

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1 休日
2 休日	3 平日	4 平日	5 平日	6 平日	7 平日	8 休日
9 休日	10 平日	11 平日	12 平日	13 平日	14 平日	15 休日
16 休日	17 休日	18 平日	19 平日	20 平日	21 平日	22 休日
23 休日	24 平日	25 平日	26 平日	27 平日	28 平日	29 休日
30 休日	31 平日					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1 平日	2 平日	3 平日	4 平日	5 休日
6 休日	7 平日	8 平日	9 平日	10 平日	11 休日	12 休日
13 休日	14 平日	15 平日	16 平日	17 平日	18 平日	19 休日
20 休日	21 平日	22 平日	23 平日	24 平日	25 平日	26 休日
27 休日	28 平日	29 平日	30 平日	31 平日		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1 平日	2 休日
3 休日	4 平日	5 平日	6 平日	7 平日	8 平日	9 休日
10 休日	11 平日	12 平日	13 平日	14 平日	15 平日	16 休日
17 休日	18 休日	19 平日	20 平日	21 平日	22 平日	23 休日
24 休日	25 平日	26 平日	27 平日	28 平日	29 平日	30 休日

10月

日	月	火	水	木	金	土
1 休日	2 平日	3 平日	4 平日	5 平日	6 平日	7 休日
8 休日	9 休日	10 平日	11 平日	12 平日	13 平日	14 休日
15 休日	16 平日	17 平日	18 平日	19 平日	20 平日	21 休日
22 休日	23 平日	24 平日	25 平日	26 平日	27 平日	28 休日
29 休日	30 平日	31 平日				

連続した宿泊予約の注意点

→ 実質的に連続した日付の場合は、旅行契約を分割していても連泊とみなされます。

(例：同一の旅行者が7連泊ずつしている申込がふたつある場合は14連泊とみなします。)

1つ目の予約

1	2	3	4	5	6	7
1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	7泊目

2つ目の予約

1	2	3	4	5	6	7
8泊目	9泊目	10泊目	11泊目	12泊目	13泊目	14泊目

連泊とみなして対象外となります！

新かがわ割クーポンの取扱い

●概要

- ・本事業において旅行代金を補助した場合は、旅行者に対し「**平日2,000円分**（1人当り）※3,000円以上の旅行商品の場合」、「**休日1,000円分**（1人当り）※2,000円以上の旅行商品の場合」のクーポンを配付します。
- ・**宿泊旅行**においては全て（**宿泊事業者直接販売、OTAを含む旅行会社からの予約**）**宿泊施設にてチェックイン時に配付**。
- ・**日帰り旅行のみ、事前に「かがわ割事務局」に日帰り旅行参画登録した場合に限り、旅行事業者から配付**。
- ・配付したクーポンのシリアルナンバーは必ず控えてください。
- ・旅行の取消や人数の変更があった場合で、クーポンの配付枚数が減少する場合は、参画旅行事業者の責任において、必ず旅行者からクーポンの返還を求めてください。

2023全国旅行支援では、国の方針（指示）により、原則、旅行者のスマートフォンを活用を前提とした『**クーポンの電子化(電子クーポン)**』となります。但し、**スマートフォン等をお持ちでない方で、電子クーポンとしてご利用ができない旅行者は紙クーポンとしても利用いただける仕様となっております。**

配布時には、お客様に利用方法のご説明をお願い致します。（『**利用方法**』のチラシもご利用ください。）

クーポン券配付時に必ず記載をして下さい！

管理番号と配付枚数を控えてください。



① **旅行業者名**を記載してください。
（ゴム印等）
※手書きの場合は担当者印を押印してください。

② **有効期間**を記載してください。
★手書きで結構なので、ボールペン等で記入してください。
左欄：**日帰り旅行日** 例) 日帰り旅行日2023/4/1の場合
右欄：**旅行日から7日後の日付** ▶有効期限は2023/4/8です。
※最終日10/31発日帰り旅行の有効期限は**2023/11/07**となります。

有効期限の記入間違い等、訂正があった場合
→**二重線**を引き、**発行店舗の訂正印**を押印すれば利用できます。
※修正テープでの訂正は不可です。

記入例
~~2023年3月10日~~

①②は必ず記載して下さい。

「記載がないもの」や「有効期限に誤りがあると思われるもの」はクーポンとして使用できません。

基本的に電子クーポン券に変わっても、旅行事業者様が行って頂く内容は紙クーポン配付時と変更はございません。
旅行者に電子クーポン券をお渡しの際、利用方法の説明をお願いします。

新うどん県泊まってかがわ割」について【香川県要領】

1. 実施概要

日本国内に居住する方（国籍は問いません）を対象に、旅行代金の最大**20%補助**（上限**3,000円**/1人泊当たり【**交通付宿泊旅行の場合上限5,000円**/1人泊当たり】、**日帰り旅行の場合は上限3,000円**/1人1回当たり）と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる「**地域クーポン**（以下、**新かがわ割クーポン**）」を平日**2,000円**・休日**1,000円分**付与する全国からの旅行者を対象とした全国旅行支援です。

（1）旅行商品・宿泊代金の補助

① 参画旅行事業者が販売する県内旅行商品代金（日帰り旅行商品含む）

② 県内の宿泊事業者が販売する宿泊代金（直接販売・OTA販売等）

※いずれも1人泊当たり商品代金の20%（上限3,000円/1人泊）を上限に補助を行う

（2）新かがわ割クーポン

旅行期間中に県内の土産物店、飲食店、観光施設等で利用可能なクーポンを1人泊当たり平日2,000円、休日1,000円分を「宿泊商品」については全て宿泊施設を通じてチェックインの際に旅行者に配布

※ただし、1人当たりの旅行代金（宿泊代金）平日**3,000円以上**／休日**2,000円以上**とし、それ未満の金額の旅行商品は補助金・クーポン配布の対象外となります。

2. 実施期間

◎実施期間；宿泊旅行 令和5年1月10日(火)から令和5年6月30日(金)宿泊分【7/1（土）チェックアウト分】まで
貸切バスを利用した団体旅行 令和5年1月10日(火)から令和5年10月31日(火)まで

※但し、予算が無くなり次第、順次終了となります。

※対象期間中に、国の方針や感染症の状況により制度が変更になる場合がありますので、最新の情報は公式HPでご確認下さい。

注意 令和5年4月29日(土) 宿泊分から令和5年5月7日(日) 宿泊分【5/8(月)チェックアウト】は**対象外**となります。

3. 遵守事項

（5月8日よりワクチン検査の条件は不要となります。ただし本人確認書類の提示は継続します。）

① 各業界団体が定める、新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン等を遵守する施設を利用するなど、旅行プランの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に適切な対応をとること。

② 旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者のワクチン接種歴（3回以上）または陰性の検査結果通知書（PCR検査等）の提示、並びに本人確認を必ず行うこと。

4. 本事業における旅行者の本人確認方法

（5月8日よりワクチン検査の条件は不要となります。ただし本人確認書類の提示は継続します。）

継続します。）

旅行事業者には予約時に、ワクチン接種歴（3回以上）の確認時において運転免許証等の本人確認書類の提示により、旅行者本人であることを確認するようにしてください。

また、代表者または同行者のワクチン接種歴（3回以上）または当日に陰性の検査結果通知書（PCR検査等）の提示ができなかった場合には、その方は本事業の補助金の対象外となることを旅行者に伝えて下さい。

① 出発前に「ワクチン接種歴3回以上」の確認ができなかった場合、並びにワクチンを3回以上接種していない方で②「陰性の検査結果通知書」を提示する方（検査結果については、有効期限があり確認できる期間が限られていることから、当日確認となります）は、旅行事業者から宿泊施設に対して、代行確認の依頼を必ず行って下さい。（「ワクチン・検査パッケージ確認代行依頼書」に関しましてはP20を参照下さい。）

「ワクチン・検査パッケージの確認」と「本人確認」について

全国旅行支援ではOTAの数も増え、旅行会社でもインターネットからの予約が増えますので、**インターネットでの予約（Web予約）**に関しては直販同様、チェックインの際に「本人確認」ならびに「ワクチン・検査パッケージの確認」（4月28日まで対象）を宿泊施設が行います。

5. 対象事業者

（1）旅行・宿泊代金補助

旅行商品の補助金は、以下①、②の事業者のうち、本事業に参画する事業者に交付します。参画承認後、参画事業者に配分額を通知し、その配分額の範囲内で実績報告に基づき交付します。

① 全国旅行支援統一窓口にて本事業への参画申込みを行い、承認された者（旅行事業者）

② 香川県内の宿泊施設を持つ宿泊事業者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により香川県知事または高松市長の許可を受けた宿泊施設

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第6号）第3条第1項により、香川県知事または高松市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

※上記のア、イのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

（2）地域（新かがわ割）クーポン

宿泊旅行に関しては全て（宿泊事業者の直接手配、OTAを含む旅行会社から予約された）の旅行者（宿泊者）に対して参画宿泊施設を通じてチェックインの際に配付していただきます。

日帰り旅行（「統一窓口」に参画登録後に「かがわ割事務局」に日帰りプランの参画登録が必要です。）に関しては旅行事業者からクーポンを配付します。

注意 宿泊施設では 全国旅行支援対象か否かの判断はできません。必ず予約時に全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割クーポン発券依頼書」を宿泊施設へ提出してください。提出がない場合は当日クーポン券の配付はできません。また補助金の対象にもなりません。

「かがわ割」における旅行商品に対する補助の対象や注意点

◀補助対象▶

(5月8日よりワクチン検査の条件は不要となります。ただし本人確認書類の提示は継続します。)

2023年全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割キャンペーン」の適用にあたっては、香川県の「ワクチン・検査パッケージ」のガイドラインに沿った手続きが必須となりますので、別紙「新うどん県泊まっかがわ割取扱マニュアル【ワクチン・検査パッケージ】」のご確認をお願い致します。

◀補助の対象者▶

- 日本に在住している方に限ります。 ※国籍は問いません。
- 新型コロナウイルスのワクチン3回以上接種済であること又はPCR検査等における陰性の検査結果通知書の提示が必要で。

(1) 宿泊を伴う旅行商品共通 (旅行事業者向け)

【対象】

香川県内における宿泊が対象です。

本補助金制度は既存の旅行プランも対象ですが、体験プログラムや食事等の充実など、事業の趣旨に則った旅行補助プラン造成をお願いします。

【対象外】

①特典としてQUOカード、ビール券付プラン、JRチケット単品など**換金性の高いもの**が付いている商品

【換金性の高いものとは次のとおりです。】

・金券類 (QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等)

ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

- (ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。
- (イ) 記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。
- (ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。
- (エ) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

・鉄道の普通乗車券・特急券 (指定席券等を含む) ・回数券、普通航空券 (往復航空券や上位クラス利用料金を含む) 等
※ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。

・収入印紙や切手

② 1人1泊あたり平日3,000円/休日2,000円未満の旅行商品

③ 旅行商品の予約のキャンセル料 など

※詳細につきましては統一窓口の事業者マイページから「取扱マニュアル」ならびに「全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ<旅行事業者用>」等を参照下さい。

(2) 宿泊提供の場合 (宿泊事業者向け)

宿泊施設は、本事業参画宿泊施設であることを条件とします。

(チェックインの際、本人確認書類 (運転免許証等) の提示と宿泊者全員に新かがわ割電子クーポン券お渡し時に署名をしていただきます。)

※参画宿泊施設一覧はキャンペーン公式HP (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)をご確認ください。

【対象】

① 素泊まり、1泊朝食付き、1泊2食付き、無料特典付きウェルカムドリンクサービス付き、ファミリープランでの1ドリンク付き など

② 旅行中に限り利用できる観光施設の入場券等がセットの商品

③ 1人泊あたり平日3,000円/休日2,000円以上の旅行代金であること

【対象外】

① 商品券付き宿泊プラン

② QUOカード、ビール券付きプラン、JRチケット単品など換金性の高いものや、換金性の高いチケット、換金性の高い入館チケット、基本的な宿泊料金に含まれないサービス、ルームサービス、追加料金、飲み物代等 (「換金性の高いもの」の定義は上記(1)①を参照下さい)

③ 入湯税 (※総旅行代金に含まれている場合はその限りではない)

④ 宿泊代金に含まれない駐車場代 (駐車場込宿泊プランは対象)

⑤ 宿泊代金が1人泊あたり平日3,000円/休日2,000円未満の場合

⑥ 幼児等の施設使用料、布団のみ・食事のみ又はその両方のサービスに対する費用 (※総旅行代金に含まれている場合はその限りではない) など

※商品造成の際のご不明な点はお気軽に事務局までお問い合わせください。

※条件を満たしていないと判断された場合には補助金をお支払いできない場合があります。

◀注意点▶

1 旅行当たり7泊分まで。(連泊か否かを問わず)

① 同一施設での連泊、複数施設でのツアー連泊なども対象となります。

② 旅行目的による条件はありません。出張等 (ビジネス) にも適用可能。但し、ライセンスや資格の取得を目的とした旅行商品、**公費出張**は対象外です。

③ **旅行契約に定められた旅行期間中に、「対象期間外」の日程が含まれている旅行は補助の対象外となります。**

◀パンフレットおよびインターネットへの商品掲載における記載例▶

【必須】

・『新うどん県泊まっかがわ割』適用プランであること。

・キャンペーンロゴを掲載してください。(新うどん県泊まっかがわ割キャンペーン公式HPよりダウンロードしてください)

・補助金上限額に達し次第、宿泊補助プランの販売は終了となります。

・宿泊契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、補助適用前の宿泊代金を基準として当社所定の取消料を申し受けること。

・ワクチン接種証明 (3回以上) または陰性の検査結果通知書 (PCR検討等) の提示条件であること。

・本人確認が確認できない場合、適用外とさせていただきます。

【運転免許証、保険証、マイナンバーカードなどの本人確認書類を必ず提示していただくこと。】

・県内の感染状況によっては、本事業が休止となる場合があること。

・本来の価格 (元の価格) と補助適用後の価格を明示し、旅行者がその価格に対し、補助があることを明確に認識できるようにすること。

1.全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）・統一窓口について

1) 概要

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（以下「全国旅行支援」という。）を実施することとしました。

需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県（以下「対象都道府県」という。）が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業です。

全国旅行支援事業（以下「本事業」という。）は、国の財政支援を受けて、実施する事業であり、実施の際には、本事業に参画する全国の旅行会社等（以下「旅行事業者」といい、詳細は「3）販売補助金の対象となる商品の販売者」にて定義する。）により、対象都道府県を目的地とする旅行商品や宿泊サービスが、多くの旅行者にとって公平に購入可能な販売方法にて提供される必要があります。上記を充足する方策として、全国の旅行事業者からの申請等を一括して受け付ける組織として統一窓口共同運営体（以下「統一窓口」という。）へ、その業務の一部を委託しました。統一窓口は、最終的には旅行者の利便性向上に繋がるものであり、旅行事業者の負担軽減を図ると共に、多くの旅行者への公平な販売方法を提供するものとして、円滑な運営を目指すものです。

2) 定義等

- （1）全国旅行支援による補助金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）と旅行先で幅広く利用できる地域クーポン（以下「地域クーポン」という。）の2つ（以下総称して「補助金」という。）が一体となって構成されています。
- （2）本事業の対象となる旅行は、日本国内に居住する旅行者による対象都道府県を目的地とする旅行となります。
- （3）本事業における定め（以下「規程類」という）は次のとおりです。
 - ・新うどん県泊まっかがわ割」取扱マニュアル＜旅行事業者用＞
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 取扱マニュアル＜旅行事業者用＞（規程類では「取扱マニュアル＜旅行事業者用＞」という。）：旅行事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ＜旅行事業者用＞：取扱マニュアル＜旅行事業者用＞を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 補助金申請マニュアル＜旅行事業者用＞：旅行事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 販売申請・販売状況報告マニュアル＜旅行事業者用＞：旅行事業者に課せられている週次報告の詳細についてまとめたもの。
 - ・事務連絡：適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したものです。

3) 販売補助金の対象となる商品の販売者

販売補助金の対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とし、これらの者が本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り、対象となります。

（1）旅行会社・OTA等（本取扱要領において「旅行事業者」という。）

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。

※旅行サービス手配業は除く。

（2）都道府県事務局で販売登録する販売者

宿泊事業者（販売登録の要件は、香川県による定めに従うものとします。）

4) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

旅行事業者の申し出を受けて、当該旅行事業者が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者はそれらを遵守するものとします。

（1）大綱

- ① 本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。
- ② ①については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

（2）細目

- 1 本事業の定める感染拡大防止策を講じていること。**（*2023年5月8日以降は不要）**
- 2 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて参画事業者でその役割を担うこと。
- 3 本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、地域クーポンの適切な付与が行われるよう宿泊事業者等に通知を行うこと。
- 4 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- 5 販売補助金と地域クーポンが一体とならないような補助金の交付を行わないこと。
- 6 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。
- 7 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆をしないこと。
- 8 旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- 9 本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分は対象外です。

10 全国旅行支援対象販売開始日2022年12月26日（月）以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。

なお、延長期間分（4月1日～6月30日）の販売開始日は2023年3月22日（水）とします。また、貸切バスを利用した団体の延長（7月1日～10月31日）の開始日は2023年7月1日（土）とします。

また、OTA等で全国旅行支援対象商品販売開始日より前に予約がなされていたが、全国旅行支援対象商品販売開始日以降に、全国旅行支援の補助適用となるクーポン等を付与したとしても補助の対象外となります。

11 補助金の申請にあたっては、旅行会社の造成する商品が本事業の定めにも適合していることを担保することのみならず、本事業の旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。

12 反社会的勢力の排除

(ア) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

i. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ii. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

iii. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

iv. 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

v. 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

vi. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

vii. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(イ) (ア) のii.からvii.までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

5) 販売補助金の対象となる商品

(1) 対象となる商品

本事業における販売補助金の対象となる商品は次のとおりです。

※上記「4) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに造成された不適切な商品は対象外です。

① 宿泊商品

販売登録のある宿泊施設等（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。

ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるものは除きます。

② 宿泊を伴う旅行商品

・企画旅行（募集型、受注型）

・手配旅行

※販売登録がない宿泊施設を旅行商品とした場合、補助金の対象外です。

③ 日帰り旅行商品

旅行商品（企画旅行または手配旅行）のうち、次のいずれも満たすものとなります。

(ア) 旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含む必要があります。

ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象とします。

(イ) 旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含む必要があります。

ただし、上記（ア）（イ）の2つの条件を満たすものであっても、2地点間の移動のみを主たる目的とするなどのような、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除きます。

④ 宿泊を伴う旅行商品（交通付）

宿泊を伴う旅行商品（交通付）とは、宿泊を伴う旅行商品に、さらに次に定義する運送サービスの一部（本取扱要領内において「交通」という。）を当該旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品をいいます。

(ア) 航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象となります。ただし、発着空港が同一となるいわゆる遊覧飛行は除きます。

(イ) 鉄道

1乗車で片道50km（営業キロ）以上の有料列車（※）の利用を含むものが対象となります。

※有料列車とは、新幹線やJR特急など、運賃だけでは乗車できない列車を指します。ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除きます。

(ウ) 船舶（フェリー等）

1乗船で片道50km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むものが対象（人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象）となります。

ただし、次の航路は距離に関わらず、旅行の行程に含まれていればすべてが対象となります。

・離島振興法（昭和28年法律第72号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）および沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）における指定離島等を結ぶ航路

(エ) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の2時間以上の利用を含むものが対象となります。

(オ) 乗合バス

1乗車で片道50km（営業キロ）以上の利用を含むものが対象となります。

(カ) タクシー、ハイヤー

1乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか1地点との直線距離が50km以上の利用を含むものが対象となります。

(2) 補助金の対象とする商品の基準・考え方

① 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

全国旅行支援の要領

全国統一基準

換金性の高いものとは次のとおりです。

- ・金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。
（ア）金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。
（イ）記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。
（ウ）記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。
（エ）その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。
- ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
※ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。
- ・収入印紙や切手

②感染拡大防止の観点から問題がないこと。（*2023年5月8日以降は不要）

- ③商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。
- ④商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。
- ⑤旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。
- ⑥行程に国外の地域が含まれないこと。
- ⑦ライセンスや資格の取得を目的としないこと／ライセンスや資格の取得費用は補助の対象外となります。
- ⑧上記①～⑦のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

(3) 対象となる商品例（代表的なものを例示）

- ①日帰り旅行商品
 - ・往復の鉄道への乗車と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
 - ・往復の船舶への乗船と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
 - ・高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

(4) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）

- ①商品全般
 - ・ヨガライセンス取得講習付き商品
 - ・ダイビングライセンス取得講習付き商品
 - ・運転・操縦免許等（合宿）付き商品
 - ・接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品
 - ・宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
 - ・通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品
- ②日帰り旅行商品
 - （ア）運送サービスしか含まれていないもの
 - ・鉄道への乗車 + 船舶の乗船
 - ・地域周遊きっぷのみ
 - ・往復バスの乗車のみ
 - （イ）旅行開始日と同日中に発地に戻ることが予定されていないもの
 - ・目的地までの片道のバス乗車と食事
 - （ウ）地域での消費に寄与しない組み合わせ
 - ・往復の鉄道の乗車と旅行先での缶ジュース
 - ・往復の航空と出発空港でのお弁当
 - ・往復のバス乗車と旅行先での無料観光施設（公園等）入場

6) 補助金

(1) 最低旅行代金等

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 平日3,000円 休日2,000円
日帰り商品 1人あたり 平日3,000円 休日2,000円

※最低旅行代金等未満の商品は販売補助金の対象となりません。

※休日は、宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日。）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

(2) 販売補助金適用率

旅行代金等の総額の20%

※ただし、端数処理は1円単位を基本としますが、旅行事業者側の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。

(3) 販売補助金の上限額

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 3,000円
日帰り旅行商品 1人あたり 3,000円

※ただし、宿泊を伴う旅行商品（交通付）については1人1泊あたり5,000円

(4) 地域クーポン

平日2,000円 休日1,000円 ※地域クーポンの付与については、地域クーポンの取扱いについて記載された定めを確認ください。

(5) 利用泊数の制限：1旅行予約単位で7泊分まで

(6) 利用回数の制限：なし

なお、販売補助金は配分された予算枠の範囲内での交付となります。

2.本事業における統一窓口での登録手続きについて

1) 本事業における登録申請

(1) 登録申請とは

情報登録および販売補助金対象となる商品の提供および販売補助金の予算枠（以下「予算枠」という。）の配分を受けるための申請。統一窓口では、旅行事業者がその対象となります。

※なお、本事業参画中、事業譲渡をされる場合は、参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合改めて登録申請が必要です。

(2) 登録申請の具体的な手続き

① 申請方法

(ア) 公式サイトからの申請

※公式サイトから申請ができない事業者は、「4.お問い合わせ先」までお問合せください。

② 申請に必要な情報

(ア) 事業者情報

(イ) 各都道府県の販売希望と販売計画

(ウ) 口座情報（事業者用）

(エ) (ウ) の口座情報が確認できる書類

通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等

(オ) 代理店リスト（統一様式第7号）

※旅行事業者で代理店の登録を申請する場合のみ（代理店とは委託元の旅行業者が予算枠を管理する代理店(提携店)を指します）。

2) 予算枠割当額決定および通知

(1) 予算枠割当額の決定

① 予算枠を各社単位で割り当てる旅行事業者と複数社で都道府県単位の予算枠を割り当てる旅行事業者がございます。

② 具体的な香川県の予算枠は、事業者マイページの「販売計画」の登録内容を審査し、都道府県単位で協議の上、予算枠割当額を決定し、事業者マイページにて通知します。

③ 申請書類を審査した結果、参画事業者の指定を行わない場合には、事業者マイページにより通知します。

(2) 予算枠割当額の変更

① 決定通知後に、参画事業者が予算枠割当額の変更をしようとする場合は、事業者マイページより「販売状況」を登録します。

② 事業者マイページの「販売状況」の登録内容を審査の上、販売補助金配分割当額に変更が生じるときは事業者マイページにて通知します。

③ 参画事業者の事業進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を事業者マイページにて通知します。

④ 決定通知後に、参画事業者が登録取消しを希望する場合は、登録取消申請を提出することとします。

※なお、事業者マイページにて申請ができない事業者は、「4.お問い合わせ先」までお問合せください。

3) 月次報告・実績報告の期間・方法

(1) 月次報告

① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了するまでの間、

・各月1日から15日までの実績について各月末日までに、

・各月16日から末日までの実績について翌月15日までに、

各月2回、次の書類を統一窓口へ提出してください。なお、実績がない場合、毎月の提出は不要です。

※月1回で申請を行いたい事業者は、従前のとおり（月末締め、翌月15日までに提出）月1回申請することが可能です。

(ア) 補助金請求書（統一様式2号）

(イ) 実績内訳シート（統一様式1号）

(ウ) (ア) (イ) に掲げる書類のほか、必要な書類として求めるもの

② 統一窓口は、補助金の請求があった場合は、内容を審査の上、適正な内容であると確認し、参画事業者の指定口座に補助金を振込みます。

(2) 完了報告

① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書等を別途定める期日までに統一窓口へ提出してください。（当該事業終了前に登録取消しを希望する場合を含む）

② 実績報告は次の書類の提出が必要です。

(ア) 完了報告書（統一様式8号）

(イ) その他必要と認めるもの

※ (ア) (イ) とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがあります。

4) 補助金交付の条件

(1) 販売実績報告書（月次）を基に審査後、「補助金交付申請書兼概算払請求書」を提出し、「補助金交付決定通知書」を受領した事業者が対象となります。

(2) 参画事業者は、本事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 参画事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 参画事業者は、補助金の事務処理にあたって、新うどん県泊まっかかわ割事務局・統一窓口が必要として指定した書類の一切を提出すること。

- (5) 申請内容の適格性等が確認できるまで、補助金の交付を留保します。
- (6) 参画登録内容に変更が生じた場合、速やかに修正を行うなど常に登録内容は最新であること及び登録された連絡先については、社会通念上、営業時間に該当する時間帯においては、新うどん県泊まっかがわ割事務局・統一窓口からの連絡をとれる体制であること。

5) 状況報告および調査

県または事務局は必要に応じ統一窓口を通じて補助対象者から報告を求め、エビデンスの提出を求めることがあります。また虚偽の申請と疑われる事案については警察等に相談し対応する場合があります。

6) 補助金の取消し

- (1) 補助対象者が、事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金対象者が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象者が補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をしたと認められた場合
- (4) 補助金を補助金事業以外の用途で使用した場合、補助金交付後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

7) 補助金の返還

県または事務局は、参画事業者が本取扱要領の規定に違反した場合および不正な申請を行った場合は、補助金の全部または違反もしくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとします。

該当参画事業は、県または事務局が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければなりません。

3. 不正利用の防止

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じてください。

☆業務内容によって問合せ(対応)先が「かがわ割事務局」と「統一窓口」が異なります。(P6-7参照下さい)
ご不明な点等がある場合は、業務内容別にご相談下さい。

その他 **(4月28日(金)まで対象・5月8日(月)からは感染症対策の条件確認不要)**

利用条件(ワクチン・検査)の運用について

全国旅行支援においては、ワクチンを接種済であること又はPCR検査等の検査結果が陰性であることが利用条件とされています。ワクチン接種歴や陰性の検査結果通知書の確認にあたっては、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部)及び「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」(令和3年11月19日観光庁)に則して実施することが求められています。このため、OTAを含む全ての旅行事業者においては、これらの文書を熟読した上で、ワクチン接種証明(3回以上)または陰性の検査結果通知書の確認を行って下さい。

ワクチン・検査パッケージ制度要綱

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf

旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>

なお、この利用条件は、上記の文書にかかわらず、原則「ワクチン3回接種or陰性の検査結果」です。

利用条件(ワクチン、検査)の運用の徹底について

観光庁より都道府県に対して事務連絡が発出されております。上記のとおり、利用条件(ワクチン・検査)については、旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドラインに則した運用とすることとされています。しかし、このとおりの運用がなされず、旅行者が利用条件について認識していないことにより当日に利用条件の確認を行う際にトラブルとなる事例や、確認の重複によりトラブルとなる事例、旅行者が検査結果通知書ではなく検査キットを持参して陰性を示そうとしてトラブルとなる事例が報告されています。つきましては、

- ・販売者は、販売時に、ワクチン接種証明(3回以上)または陰性の検査結果通知書の提示が利用条件であることについて明記し、旅行者の同意を得ること
- ・確認の重複や確認漏れを防ぐため、販売者は、全国旅行支援の適用有無及び事前確認の状況について、当日対応を行う者に伝達すること
- ・陰性の検査結果通知書の確認には必要な事項が記載された検査結果通知書が必要であること(検査結果通知書によらず、旅行者自らが検査キットを用いて実施した検査結果は認められないこと)を販売時に明記すること

など、運用ガイドラインに則した運用を行うようお願いいたします。

運用ガイドラインに則した運用を行っていない事業者は、支援対象から除外されることがあります。

Q&A

No.	Q : 質問	A : 回答
1	旅行会社として参画を検討していますが、参画するにはどうしたらよいでしょうか。	参画登録は「統一窓口」が行っています。 https://biz.tm.jata-net.or.jp/ から登録いただけます。不明な点はTEL03-6635-3655までご連絡ください。
2	自社ホームページでも、本事業をPRして良いですか。また、自社プロモーションとして、本事業の適用施設（会社）としてPRして良いですか。	構いません。自社ホームページに掲載いただくなど、積極的に本事業をご活用ください。その場合には、本来の価格、補助金適用後の価格（本事業適用後の価格）を明示し、その差額にキャンペーンの支援があることを消費者が明確に認知できるようにしてください。キャンペーンのバナーやロゴデータをダウンロードいただけますのでご活用ください。
3	宿泊施設等の制限は無いのですか。	新うどん県泊まっかがわ割へ参画していることが条件となります。新かがわ割へ参画されていない宿泊事業者である場合は、新かがわ割の適用が受けられませんのでご注意ください。また、宿泊施設が途中で参画を辞退（取りやめた場合）も対象外となります。 ※参画している宿泊事業者はHPよりご確認下さい。 https://new-kagawa-wari.com/
4	旅行代金の最大20%補助（上限3,000円・交通付の場合は上限5,000円）とのことですが、補助金額は1円単位ですか。	補助金額は1円単位となります。1円未満の端数については切り捨てとなります。
5	「補助は商品代金の20%が上限」とのことですが、必ず上限まで補助金を適用する必要はありますか。	地域観光事業支援の制度に鑑み、旅行者の不利益とならないよう、原則として上限額での補助をお願いいたします。
6	各旅行会社が発行する旅行ギフト券や宿泊ギフト券との併用は可能ですか。	代理店業者でギフト券の取扱が可能であれば、併用は可能です。その場合は新かがわ割適用後の金額に対して使用してください。
7	各市町村等が行っている独自の宿泊割引や割引クーポン等との併用は可能ですか。	可能です。併用する場合は、他の全ての割引等を適用後、新かがわ割が適用されます。
8	インターネットの予約サイトポイントや他のキャンペーンで配布されるクーポンとの併用は可能ですか。併用可能な場合、補助金は、ポイントやクーポン等での割引後の金額と割引前の金額のどちらをもとに算出しますか。	併用可能です。旅行者が個人の財産として所有するOTAのポイント利用や、金券(旅行券)の場合は新かがわ割後の金額に対して利用となります。 その他割引(クーポン、独自キャンペーン、互助会利用等)は、元となる旅行代金に適用し、その後新かがわ割を行います。
9	学校が実施する教育旅行は、キャンペーンの対象となりますか。	次の学校等が主体となり実施される、修学旅行等の教育を目的とした旅行は、通常の旅行と同様に扱えます。→幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、保育所、認定こども園、児童福祉法における自動福祉施設（なお、公費を利用する教職員等は対象外となります。） ☆次に定める特定大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行（予選大会、ブロック大会等の名称如何は問いません。）は「旅行全体」が本事業の対象外です。 ※参加者の応援をするために本事業を利用することは制限しません。 （本事業対象外の特定大会） ・国民体育大会 ・全国障害者スポーツ大会 ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ） ・全国中学校体育大会（全中） ・全国健康福祉祭（ねんりんピック） ・全国植樹祭 ・全国育樹祭 ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭） ・全国高等学校総合文化祭（高校総文祭） ※詳しくは「統一窓口」作成のマニュアルを参照ください。
10	OTAや自社サイトで販売する商品にキャンペーンの補助を適用する際は、新たにプランを作る必要がありますか。	OTAや旅行事業者の自社サイトで販売する商品へ補助金を適用する際、必ずしも新たなプランを作成いただく必要はありません。
11	費用が掛からない幼児も新かがわ割の補助対象の人数に含まれますか。	はい、含まれます。地域クーポンの対象にもなります。但し、幼児を含めた場合はお一人当たりの最低旅行代金を下回らないようご注意ください。
12	2023年全国旅行支援において、新かがわ割クーポンの使用方法で何か変更になったことはありますか。	2023年全国旅行支援では、国の方針（指示）により、原則、旅行者のスマートフォンを活用を前提とした『クーポンの電子化(電子クーポン)』となります。但し、スマートフォン等をお持ちでない方で、電子クーポンとしてご利用ができない旅行者は紙クーポンとしても利用いただける仕様となっております。 ※利用方法につきましてはP11-14をご参照ください。

Q&A

No.	Q：質問	A：回答
13	クーポンの発行事業者印がサイズに収まらない場合どうすれば良いでしょうか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	大きくはみ出しても構いません。ただし「①金額が隠れる」「②クーポン券番が隠れる」の2点になる場合は、手書き記入でも構いません。その場合は偽造防止のため、担当者印で構いませんので記入した横に押印をしてください。
14	電子クーポン券の発券の際に注意点はありますか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	スマートフォン等をお持ちでない方で、電子クーポンとしてご利用ができない旅行者は紙クーポンとしても利用いただけるため、有効期間の記載漏れや発行店舗印がないクーポンは紙クーポンとして利用できないので、必ずご記入いただく様お願いします。 また、現在利用中の「新かがわ割クーポン(紙クーポン)」は年明け以降の全国旅行支援では一切使用できません。誤って旅行者にお渡しすることがないようにご注意ください。
15	新かがわ割クーポンの枚数は管理する必要がありますか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	必要となります。最終的に枚数に差異がある場合は事業者様にご負担いただく場合もございます。
16	クーポンが足りなくなったので、同じグループ会社から借りてもいいですか。	不可です。絶対に行わないでください。クーポンの枚数が少なくなってきたら早めに追加依頼して下さい。
17	クーポン配布の報告は必要ですか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	月次報告(「新かがわ割クーポン」配布報告書)の提出をお願いします。また、クーポン配布時には「受領確認書」に署名をもらって下さい(「受領確認書」は提出を求めませんが、必要に応じて提出の依頼をする場合がありますので、必ず保管して下さい)。
18	教育旅行の日帰り旅行場合、学校側からの依頼により新かがわ割クーポンを発行をしないというレギュラー対応は可能ですか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	可能となります。その際、必要な書類に関しましては、学校側よりクーポン不要の署名を必ず受け取ってください。(書式は問いません) その後、月次報告書類に合わせてご提出をお願いいたします。
19	電子クーポン利用に伴って、地域クーポン券の利用範囲も広がりますか。	新かがわ割(地域限定)クーポン券の利用範囲は香川県内のみとなります。
20	旅行代金にクーポンは充当できますか。	一切不可です。
21	ワクチン接種証明書(3回以上)、陰性の検査結果通知書は原本の提示が必要ですか。	以下4月28日(金)まで対象 画像や写し(コピー)等の提示でも可能です。
22	複数泊の場合、ワクチン接種証明書(3回以上)、陰性の検査結果通知書はその都度取得し提示が必要ですか。	以下4月28日(金)まで対象 1旅行当たりの利用制限が7泊までに拡大となる事に伴い、旅行中にPCR検査等の陰性証明書の有効期限が切れてしまうことが想定されます。旅行中の2泊目以降のチェックイン時に有効期限が切れてしまった場合は「①1泊目の宿泊施設で提示した陰性証明書」と「②下記の旅行開始日が確認できる書類」を提示することで『ワクチン・検査パッケージ』の確認できたこととみなします。 ※旅行開始日に有効であることが確認できれば、追加の検査は不要です。 ◀旅行開始日が確認できる書類▶ ・旅行会社が作成した行程表(旅行会社手配の場合) ・旅行開始日に宿泊した宿泊施設の領収証(直販・OTAでの予約の場合)
23	本人確認書類にはどんなものがありますか。	氏名及び住所が確認できる書類とし、運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険等被保険者証【住所記載必須】、年金手帳、官公庁職員身分証明書、介護保険被保険者証、公機関が発行した資格証明書、障害者手帳等各種福祉手帳、学生証【住所記載必須】、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 等と致します。 ※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。 家族の場合は子供の健康保険証と親(法定代理人)の本人確認書類(運転免許証、旅券(パスポート)等)で足りるものとします。
24	ワクチン・検査パッケージ(感染症拡大防止対策)の条件を満たさない場合とは具体的にどのようなものですか。	以下4月28日(金)まで対象 検査結果が陽性、確認書類の持参忘れ(提示できない)、ワクチン3回以上接種していない場合、陰性の検査結果の有効期限が切れている(PCR検査等は検体採取日+3日、抗原定性検査は検体採取日+1日)が有効期限)等があります。いずれの場合も補助金適用外となり、キャンセル料の負担もできません。
25	上記Q24検査結果を持参忘れの場合、後日の提示で認められますか。	後日の提示では認められません。

Q&A

No.	Q : 質問	A : 回答
26	ワクチン・検査パッケージ確認の適用外となる場合はあるのでしょうか。	<p>●同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者 【この場合、旅行に参加する12歳以上の同居者全員のワクチン接種証明（3回以上）または陰性の検査結果通知書の提示が必要です。】 【例】父（3回以上接種済）＋母（未接種・陰性証明なし）＋小人（12歳未満）の場合、父のみ対象となります。 ※同居する監護者が非同伴の12歳未満の利用条件 同居する親等の監護者が同伴しない12歳未満の利用条件の取扱いについては、「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」（令和4年3月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会中間取りまとめ）に「子どもがワクチンを2回接種した場合は、追加接種者と同様に扱う。」と記載があることを踏まえ、ワクチン2回接種又は検査陰性となります。 ただし、自粛要請の対象となる場合（緊急事態宣言発出、まん延防止等重点措置の適用等）にあっては、6歳以上12歳未満の利用者は検査が必要となります。</p> <p>●学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は適用外となります。 （保育所、認定こども園、児童福祉法における児童福祉施設を含む） 学校等の活動における同行する大人について 学校等の活動については、同行する大人（部活動における外部コーチ等も含みます）についても、学校等の活動の範囲内であれば、ワクチン接種歴及び陰性の検査結果通知書の確認は不要です。 ※ただし、公費による活動は支援対象となりません。</p>
27	上記Q26に付随して、スポーツ少年団等は「学校等の活動」に含まれますか。	<p>いわゆる地域の方々によるスポーツクラブ・少年団、PTA、こども会は含まれません。 ※あくまで、「学校等の活動」に該当するか否かで判断します。 例えば、放課後児童クラブ（学童）のような学校等の活動は含まれます。 <参考：その他> ・郊外学習（遠足・社会科見学）、学校のクラブ活動などは学校等の活動に含まれます。</p>
28	同じく、上記Q26に付随して、「学校等の活動に同行する大人」には父兄（保護者）は含まれますか。	<p>『2022/12/13付 観光庁事務連絡 6』には「学校等の活動の範囲内であれば」と記載があるので、教職員等の引率者や引率者が認めるもの（外部コーチ等）が同行者になります。また、父兄であっても学校等の活動に含まれるのであれば「学校等の活動に同行する大人」に含めることができます。 ※引率者が認める具体例としては、同伴する保護者・兄弟・カメラマン・運転手など</p>
29	ワクチン・検査パッケージの確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出する必要はありますか。	確認は目視のみで結構です。
30	利用制限はありますか。	利用制限はありません。ただし、1旅行当たりの補助対象は旅行期間によらず7泊分までです。（連泊が否かを問わず）
31	上記Q28で1旅行当たり7泊までとのことですが、予約を分ければ7連泊後に続けて予約を入れても補助金の対象になりますか。	対象となりません。 7泊連後に最低1日以上をあけなければ連続した予約とみなし対象外となります。 ※実質的に連続した日付の場合は、予約を分割していても連泊とみなします。
32	5月8日以降も本人確認は必要でしょうか。	居住地確認や不正対策の観点から、本人確認の利用条件は、引き続き必要となります。今回の利用条件の変更は、ワクチン接種歴及び陰性の検査結果の確認のみが不要となるものです
33	既に販売済みの全国旅行支援対象の予約でも、5月8日以降の旅行では、ワクチン・検査を確認しないことで良いでしょうか。	確認は不要です。なお、5月8日以降の全国旅行支援対象の旅行について、ワクチン・検査要件の廃止措置の公表以前に予約した者に対し、ワクチン・検査の確認が不要となったことが伝わるよう配慮をお願い致します（特に検査を予定している者は、必要のない検査を受けてしまうことの無いよう対応をお願いします。）
34	全国旅行支援を適用可能な商品について、ワクチン・検査要件の廃止措置の公表以前に、同要件を満たせないために本支援を適用せずに予約した旅行は、支援対象となりますか。	支援対象とはできません。
35	NEW 7月以降の取扱いについて教えてください。 NEW	7月1日出発分からは貸切バスを利用した団体旅行のみ対象となります。必ず宿泊施設へ全国旅行支援・新うどん県泊まっかかわ割クーポン発券依頼書の提出をしてください。提出がない場合はクーポンのお渡し・補助金が適応されません。
36	7月以降すべての宿泊施設は団体旅行の対象施設ですか。	7月以降も継続参画施設と参画しない施設がございます。公式HPで確認してください。（随時更新いたします）

